

維持管理誓約書

城陽市公営企業管理者様

住所
申請者
氏名
(連絡先 ☎)
印

私の申請による建築物に対して直結増圧式給水を受けるに際し、下記事項について承諾します。

【承諾事項】

(使用者等への周知)

- 1 次のような特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、直結増圧式給水の短所についての苦情や異議等を上下水道部に一切申し立てしません。
 - (1) 停電や故障により増圧給水設備が停止した時、又は制限給水時等により一時的な断水や、出水不良が生じた時は、共用の直結給水栓を使用します。
 - (2) 直結増圧式給水の場合は、受水槽のような貯留機能がないため、上下水道部の配水管工事や突発的な事故等に伴って、一時的に水の使用ができなくなることを承諾します。
 - (3) 計量法に基づく水道メーターの取替え（概ね8年ごと）及び水道メーターの異常等による取替えに伴う断水について承諾します。
 - (4) 使用者からの断水等の苦情については、まず管理人が受付けることとします。

(損害の補償)

- 2 増圧給水設備の故障等に起因して逆流又は漏水が発生し、上下水道部若しくはその他の使用者等に損害を与えたときは、責任をもって補償します。

(定期点検等)

- 3 給水装置は、日頃より点検し善良な管理に努めます。また、増圧給水設備及び減圧式逆流防止器の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回の定期点検を行うとともに、必要となる保守点検又は修繕を行います。

(既設配管の使用)

- 4 既設の受水槽以下の設備を利用（一部改造）し、適用条件等に適合したとした上で直結増圧式給水を行った場合において、これに起因する漏水及び赤水等が発生したときは、申請者又は使用者等の責任において解決します。

(裏面に続く。)

(建築物の用途変更等)

- 5 当該建築物の用途変更等，直結式給水施行要領に規定する適用条件等に著しい変更が生じたときは，上下水道部と協議し，指示に従います。

(建築物の譲渡等)

- 6 建築物の譲渡又は賃借を行うときは，直結式給水施行要領に定めた事項について，譲渡又は借受人に通知し，その承諾を得ます。また，これにより給水装置の所有者が変更となる場合は，速やかに変更内容を上下水道部に届け出ます。

(条例・基準の遵守)

- 7 計画並びに設計・施工上の必要な事項については，城陽市水道事業給水条例及び城陽市公営企業管理者の規定する要領等の基準を遵守します。

(紛争の解決)

- 8 上記各項の条件を使用者に周知徹底させ，直結増圧式給水に起因する紛争等については，当事者間で解決し，上下水道部には一切迷惑をかけません。

建物所在地				
水栓番号		建物名称		
土地・建物の 管理責任者	住所 氏名	TEL		
給水装置の 維持管理者	住所 氏名	TEL		
増圧装置及び 逆流防止設備の 維持管理者	住所 氏名	TEL		
増圧装置 製造元				
揚程	m	出力	kW	高置水槽 (既設からの改造)
吐出量	L/min	口径	mm	無 ・ 有